

『新事業体の商号登録と使用に関する規制について（重複に関する事前確認も含む）』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 事業体の商号

すべての事業体は、その事業体の種類にかかわらず、商号を持たなければならない。かつ、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）にてその商号を登録しなければならない。事業体の商号は、会社法（株式会社（Joint Stock Company ; JSC）に関する第 50 条、有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）に関する第 160 条等）、同法施行規則、商号法および同法施行規則のほか、商工業省の通達により規制される。商工業省が実際に商号の仮登録と登録審査を行う場面では、会社法と同法施行規則ではなく、商号法、同法施行規則および通達に依拠することとなる。

2. 商号の仮登録と登録のタイミング

外国投資家がサウジアラビアにおいて事業体を設立する場合、サウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）による外国投資ライセンスの認可を受けなければならない。そして、当該外国投資ライセンスの申請書類中にて、外国投資家が設立する事業体の商号を記載する必要がある。

従って、外国投資ライセンスを申請する者は、当該外国投資ライセンスの申請前に、商工業省に対して商号の仮登録を申請し、その商号を仮登録しなければならない。商号の仮登録を申請すると、申請された商号案につき既に登録されている商号と重複するか否かの審査を受けることとなる（商号法第 6 条）。

審査には通常 1 日程度かかり、重複するものがなければ当初案のとおり仮登録される。商号の仮登録の申請にかかる費用は 200 サウジ・リヤル（以下「SR」という）である。仮登録された商号は、一定の要件を満たす場合には 2 カ月間有効である。もっとも、追加で 200SR を支払えば、有効期間を更新することができる。

そして、当該仮登録期間中に SAGIA による外国投資ライセンスの認可を

受けた上、商工業省にてあらためて商号登録をすることとなる。

3. 商号登録と使用に関する規制

商工業省は、基本的に申請された商号を登録しなければならない。しかし、当該商号の使用について、適切とはいえない、混同を招くおそれがある、シャリーア法 (*Shari'ah*) (イスラム法) に抵触する (シャリーア法に関する詳細は、日本貿易振興機構 (ジェトロ) のウェブサイト『[サウジアラビアにおけるシャリーア法 \(イスラム法\) について](#)』参照)、または公共の利益に反すると判断する場合には、その登録を制限することができる (商号法第1条)。

また、商号の登録を申請する者は、原則としてアラビア語表記の商号を申請しなければならないが、例外的にアラビア語以外の言語表記の登録が商工業省により認可される場合がある (商号法第3条)。

さらに、事業体の形態が株式会社の場合には一定の例外事由を除き自然人の名前を使用してはならないとの規制がある (会社法第50条)。他方、有限責任会社の場合には出資者の名前または設立する会社の事業目的に基づいて商号を登録できることとなる (会社法第160条)。

なお、原則として商号の一部に「Saudi Arabia」の文字を使用することは可能であるが、過去にこの使用が商工業省により認められなかった例も見受けられることに留意が必要である。

事業体は、商号を登録した後、その商用物件、事業用の印刷物に商号を掲示しなければならないこととなる (商号法第7条)。

4. 商号変更

事業体は、一度登録した商号を変更することができ、その場合には一般的に以下の手順を経る必要がある。なお、外国投資ライセンスの変更に關しては、SAGIA から、変更する理由 (事業活動の変更、出資者の商号変更等) や、変更する商号を記載した出資者の決議書の提出を求められることがある。

- (1) 商工業省における新商号の仮登録
- (2) 外国投資ライセンスの変更
- (3) 商業登記の変更
- (4) そのほかの政府機関 (ザカート・所得税局 (Department of Zakat and Income Tax ; DZIT)、労働省 (Ministry of Labor ; MoL)、

商工会議所（Chamber of Commerce and Industry）、社会保険総合機構（General Organization for Social Insurance ; GOSI）
における各登録等の変更

上記各手続のうち、外国投資ライセンスの変更手続は、外国投資ライセンス変更申請書を使用して申請することとなる。この手続において要する労力は、新たに外国投資ライセンスを申請する手続において要する労力とほぼ大差ないことから、当初から確定的な商号を登録することが望ましい。

【関連法規・制度】

[会社法](#)

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI（商工業省）

<http://commerce.gov.sa/english/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA（サウジアラビア総合投資院）

<http://sagia.gov.sa/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。